

利用上の注意

- 1 調査の目的 工業統計調査は、製造業の実態を明らかにすることを目的とします。
- 2 調査の根拠 工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第10号）として工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されています。
- 3 調査の期日 平成14年12月31日
- 4 調査の範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。なお、平成14年は裾切調査の年次にあたりますので従業者4人以上の事業所を対象に調査を実施しました。
- 5 調査の種類 甲調査 ----- 従業者30人以上の事業所を対象とします。
乙調査 ----- 従業者29人以下の事業所を対象とします。
- 6 調査の方法 この調査は、自計申告によるもので、調査票の配布並びに回収は、知事の任命する工業統計調査員が行いました。
- 7 集計の内容 平成14年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」を集計したものです。
- 8 統計表等に用いた用語
 - (1)従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。
 - (2)現金給与総額 平成14年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給等）と、特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与の合計額です。
 - (3)原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費（外注加工賃）を含めた総額です。
 - (4)製造品出荷額等 平成14年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額及びその他の収入額を含めた総額で内国消費税額を含んでいます。
 - (5)生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりです。
 - ア. 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
 - イ. 付加価値額＝生産額－原材料使用額等－内国消費税額－減価償却額
 - ウ. 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－内国消費税額
- 9 産業中分類の略称

結果概要の文中における産業分類（業種）の略称については次頁「産業中分類新旧対応表」のとおり省略して用いました。

今回調査より日本標準産業分類の改訂に伴う新たな産業分類によって集計されています。この改訂により、今回から「もやし製造業」は『農業』に、「出版業、新聞業」は『情報通信業』に各々移行し、本調査の対象外となりました。また、従来の「電気機械器具製造業」は、今回から「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3つに分割されています。

(注 意)

統計表中、平成13年以前の数値については原則として経済産業省公表「工業統計表」によっており、原則として新分類による数値への置き換えは行っていません。

このため新分類への移行に伴って新設・変更のあった業種については前年以前の数値等の存在しない場合があります。（但し「電気」「情報」「電子」3業種の事業所数、

従業者数、製造品出荷額の「対前年比」数値についてのみ、概要中の表5、表7及び表9に参考値を斜体字で示しています。)数値を時系列で使用する場合には、御留意ください。

産業中分類新旧対応表

(旧分類)

(新分類)

分類	産業中分類名	分類	区分	産業中分類名	略称
12	食料品製造業	09	○	食料品製造業 (もやし製造業が対象外)	食料品 又は食料
13	飲料・たばこ・飼料製造業	10	○	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ 又は飲料
14	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	11	○	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	繊維
15	衣服・その他の繊維製品製造業	12	○	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服
16	木材・木製品製造業 (家具を除く)	13	○	木材・木製品製造業 (家具を除く)	木材・木製品 又は木材
17	家具・装備品製造業	14	○	家具・装備品製造業	家具・装備品 又は家具
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	◎	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙 又は紙
19	出版・印刷・同関連産業	16	○	印刷・同関連産業 (出版業、新聞業が対象外)	印刷
20	化学工業	17	◎	化学工業	化学
21	石油製品・石炭製品製造業	18	◎	石油製品・石炭製品製造業	石炭・石油 又は石油
22	プラスチック製品製造業	19	◎	プラスチック製品製造業	プラスチック製品 又はプラスチック
23	ゴム製品製造業	20	◎	ゴム製品製造業	ゴム製品 又はゴム
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	○	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
25	窯業・土石製品製造業	22	◎	窯業・土石製品製造業	窯業・土石 又は窯業
26	鉄鋼業	23	◎	鉄鋼業	鉄鋼
27	非鉄金属製造業	24	◎	非鉄金属製造業	非鉄金属又は非鉄
28	金属製品製造業	25	◎	金属製品製造業	金属製品又は金属
29	一般機械器具製造業	26	★	一般機械器具製造業	一般機械又は機械
30	電気機械器具製造業	27	★	電気機械器具製造業	電気機械又は電気
		28	★	情報通信機械器具製造業	情報
		29	★	電子部品・デバイス製造業	電子部品又は電子
31	輸送用機械器具製造業	30	★	輸送用機械器具製造業	輸送機械又は輸送
32	精密機械器具製造業	31	★	精密機械器具製造業	精密機械又は精密
33	武器製造業	32	○	その他の製造業 (武器をその他に移行)	その他
34	その他の製造業				

※産業3分類区分 ○印は生活関連型産業 ◎印は基礎素材型産業 ★印は加工組立型産業

10 生活創造圏別区分（平成 14 年 12 月 31 日現在）

- (1) 桑名・員弁 …… 桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町
東員町、藤原町
- (2) 四 日 市 …… 四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町
- (3) 鈴鹿・亀山 …… 鈴鹿市、亀山市、関町
- (4) 伊 賀 …… 上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
- (5) 津 ・ 久 居 …… 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町
白山町、嬉野町、美杉村
- (6) 松阪・紀勢 …… 松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村
宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村
- (7) 伊 勢 志 摩 …… 伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御薮村
度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
- (8) 尾 鷲 …… 尾鷲市、紀伊長島町、海山町
- (9) 熊 野 …… 熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

11 記号及び注記

- (1) 統計表中の「 χ 」は、2 事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。
また、3 事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある箇所は「 χ 」で表しました。
秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。
- (2) 「-」印は該当数値なし、「 Δ 」印はマイナスの数値を表します。
- (3) 各数を四捨五入又は切捨てることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合があります。
- (4) この結果の数字は、県において集計した概数であって、経済産業省公表のものと相違する場合があります。

12 本書の内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総合企画局 統計調査チーム 農水・商工統計グループ
電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046